

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

(廢 止 ・ 縮 減)

No	1		府省庁名内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	令和２年７月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止		
見直し内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得した法人・個人事業主に対して、震災等が発生した年から４年を経過する年の３月３１日までの間に取得又は改良したものに対し、震災等が発生した年から４年を経過する年の３月３１日までの間に取得又は改良したものに限り、取得した最初の４年間償却資産に係る固定資産税について課税標準を２分の１の価格とする措置を講ずるとされているところ、令和２年７月豪雨においては、災害発生から４年を経過する年の３月３１日までの期間について、２年間適用期限の延長を行い、令和９年３月３１日までの期限としている。 【見直し内容】 令和９年３月３１日に期限を迎える、令和２年７月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置について、期限の延長をしない。		
関係条文	[地方税法第 349 条の 3 の 4 地方税法施行令第 52 条の 13 の 2]		
増収見込額	[平年度] — （ — ） [改正増減収額] — (単位：百万円)		
廃止又は縮減の理由	本制度については、制度開始から６年目となり令和９年３月３１日で適用期限が到来する。本制度を活用した復興について、被災自治体にヒアリング及びメールにて連絡を行ったところ、延長要望は不要である旨の回答があり、これ以上の支援要望については確認できなかったため、本制度の適用期限の延長は要望しないこととする。		